

第4次指針の構成案

第1章 策定にあたって

- 1-1 策定の趣旨と目的
- 1-2 国際社会とわが国における取組
- 1-3 芦屋市における取組

第2章 基本理念と基本方針

- 2-1 人権の基本理念
- 2-2 人権教育・人権啓発の
ための基本的な方向性

方向性の基本

第3章 主な人権課題の現状と方向性

- 3-1 女性の人権
- 3-2 子どもの人権
- 3-3 高齢者の人権
- 3-4 障がいのある人の人権
- 3-5 同和問題(部落差別)
- 3-6 外国人の人権
- 3-7 HIVなどの感染者等の人権
- 3-8 犯罪被害者などの人権
- 3-9 刑を終えて出所した人の人権
- 3-10 情報化などに伴う人権侵害
- 3-11 性的マイノリティの人権
- 3-12 その他の人権問題

人権課題に即して

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

- 4-1 家庭
- 4-2 学校等
- 4-3 地域
- 4-4 事業所
- 4-5 その他の場や機会
- 4-6 職員等の意識向上

教育・啓発の場に即して

方向性の推進

第5章 本指針の総合的効果的な推進

- 5-1 事業計画の策定と評価
- 5-2 推進体制
- 5-3 市民・職員意識調査の実施
- 5-4 指針の期間と見直し

推進体制